

平成19年度から町民税が大きく変わります

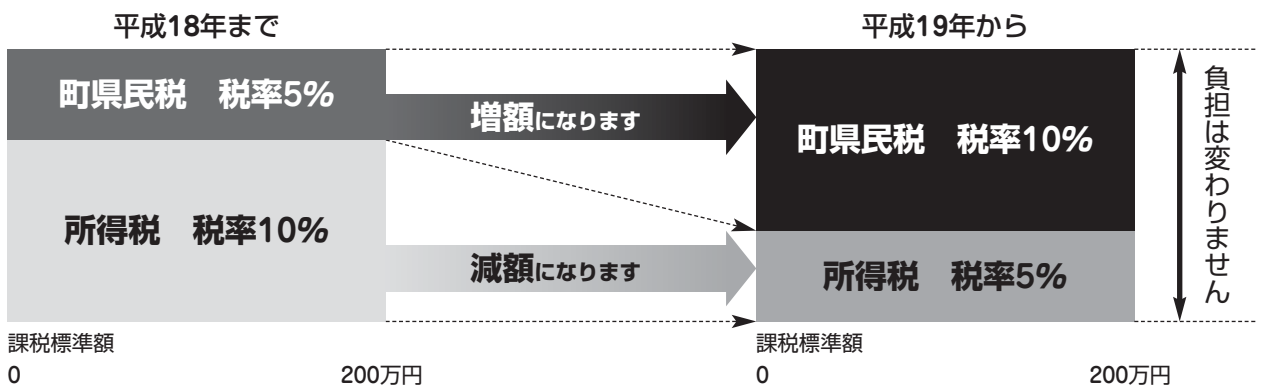
**ご理解下さい**

町民税が増額されます。しかし所得税が減額されますので、実質の負担は①定率減税の廃止と②老年者の経過措置による負担のみが増えることとなります。

**町民税が増えます(所得税と合算した負担は変わりません)**

地方分権を推進するための一環として、平成19年から税源移譲が実施されています。税源移譲とは、国の税収を減らし地方の税収を増やすことをいいます。皆様が国に納める所得税を減らした分、県や町に納める町民税を増やすこととなりますので、「所得税+町民税」の負担は税源移譲前と変わりません。

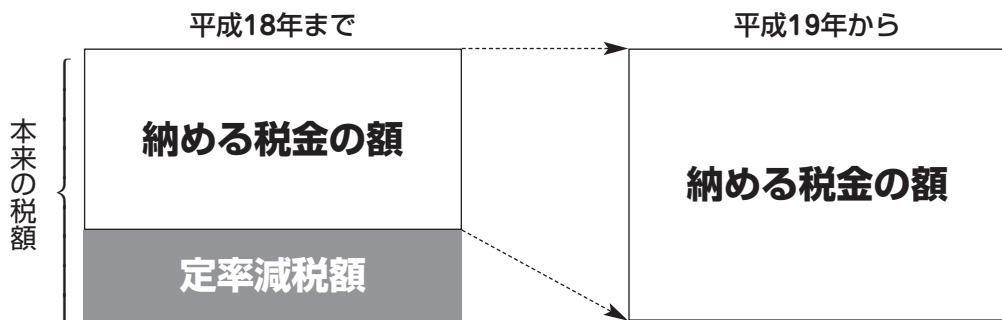
下記の図は課税標準額200万円までの方の場合ですが、課税標準額が200万円超の方も所得税が減り、町民税が増えることとなります。



※課税標準額：所得金額から所得控除額(医療費控除、社会保険料控除、配偶者控除、扶養控除及び障害者控除など)を差し引いて税金を算出する基礎の額をいいます。

**①定率減税の廃止により、負担が増えます**

町民税については平成19年度分から、所得税については平成19年分から定率減税が廃止されます。定率減税は、暫定的な景気対策として平成11年から実施されていましたが、近年の経済状況を踏まえて廃止されることになりました。



**②老年者の経過措置により、負担が増えます**

平成17年度まで非課税とされてきた老年者の方(平成17年1月1日現在、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方)は平成18年度から非課税措置がなくなりました。

急激な税負担を緩和するため、平成18年度は本来の税額の3分の1になっていましたが、平成19年度は本来の税額の3分の2になります。(平成20年度は本来の税額になります。)